

気象に関する警報・注意報発表時における学校の対応について

気象に関する警報・注意報が発表された場合は、児童の安全を最優先に考え、以下のような対応をしますので、ご理解とご協力をお願いします。

津市立一身田小学校

| | <1>暴風警報・暴風雪警報・大雪警報または台風接近に伴う大雨警報・洪水警報が発表された場合 気象に関する特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表された場合 | <2>大雨、洪水、波浪、高潮等の各警報または大雨、洪水、強風等の注意報が発表された場合 |
|-------------|--|--|
| 始業前 | ① 午前6時においても警報が解除されない場合は、休校とします。 ※午前6時以降に警報が解除されても、当日は休校です。児童を登校させないでください。 （平成30年度より休校決定時刻が変更されました。） | 通常どおり授業を実施します。 ※登下校の安全確保が困難な場合は、登校を見合わせてください。 |
| 登下校時 | ① 校内にいる児童を安全な場所で待機させ、以降は、在校時と同じ対応になります。 ② 職員が校区巡視を行い、登下校中の児童を帰宅させる、そのまま登下校させる、安全な場所に避難誘導する等、安全確保を行います。（登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います。） | 通常どおりの登下校とします。 |
| 在校時 | ① 原則として授業を打ち切り、下校に向けた措置をとります。 ② 児童を安全な場所で待機させ、下校に向けて風雨等の状況、通学路の安全について情報を収集します。 ③ 児童が安全に帰宅することが困難である場合は、保護者と連絡をとりながら、引き続き学校において保護します。 ④ 児童を下校させる場合は、保護者と連絡をとりながら、(ア) 通常の下校、(イ) 教職員による見守り下校、(ウ) 児童引き渡しによる下校等の措置を状況により判断します。 | 通常どおり授業を継続します。 |

【始業前】
【登下校時】
【在校時】
とも、学校、地域の状況により危険が予見された場合は、その段階で校長の判断のもと保護者と連絡をとりながら、適切な措置を講じます。

【「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」の解釈について】

- (1) 台風が低気圧に変わった後に大雨警報・洪水警報が発表された場合は、「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当しません。
- (2) 「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当する場合は、「台風の勢力が弱まり、台風でなくなった」もしくは「台風が遠ざかりつつある」場合でも、当該警報が解除されるまで、休校等の措置を継続します。

【学校からの連絡について】

緊急時連絡方法（「きずなネット」によるメール配信、ホームページへの掲載）により行いますが、状況により災害伝言ダイヤル（171）を使用します。

大地震・津波発生時等における学校の対応について

大地震・津波発生時等には、児童の安全を最優先に考え、以下のような対応をしますので、ご理解とご協力をお願いします。

津市立一身田小学校

| | ＜1＞津市内で震度5強以上の地震が発生した場合 津波警報による避難勧告・大津波警報による避難指示が発令された場合 | ＜2＞津市内で震度5弱の地震が発生した場合 | ＜3＞津市内で震度4の地震が発生した場合 |
|------|--|--|---|
| 始業前 | <ul style="list-style-type: none"> ① 休校とします。 津波警報による避難勧告・大津波警報による避難指示の発令中は、休校とします。 ② 安全な場所に避難する等、各家庭で安全を確保してください。 ③ 学校再開の連絡があるまで登校見合わせとします。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 当日の授業実施を含め、学校から連絡があるまで登校見合わせとします。 ② 学校施設、通学路等の安全点検後、学校から連絡をします。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 通常どおり授業を実施します。 ※登下校の安全確保が困難な場合は、登校を見合わせてください。 |
| 登下校時 | <ul style="list-style-type: none"> ① 校内にいる児童を避難場所へ誘導し、人数確認等を行い、その後、安全な場所で保護します。以降は、＜1＞、＜2＞の在校時と同じ対応になります。 ② 職員が校区巡視を行い、登下校中の児童の避難誘導を行います。帰宅させる、学校や一時避難場所に避難誘導する等、安全確保を行います。（登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います。） ③ 児童は、安全な場所に避難します。（通学途中の避難場所について、ご家庭でもご相談ください。） | | <ul style="list-style-type: none"> ① 通常どおりの登下校とします。 ② 職員が校区巡視を行います。（登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います。） |
| 在校時 | <ul style="list-style-type: none"> ① 児童を避難場所へ誘導、人数確認等を行い、その後、安全な場所で保護します。 ② 授業を打ち切り、下校に向けた措置をとります。 ③ 原則として、保護者または家族、保護者から依頼を受けた方等の出迎えがあるまで、児童を保護します。（学校からの連絡がなくても、迎えに来ていただくのが基本となります。） ④ 津波警報による避難勧告・大津波警報による避難指示が発令された場合は、津波避難計画に基づき、三重県立看護大学に避難します。出迎えがあるまで、避難場所で児童を保護します。避難勧告・避難指示が解除されるまで、保護者も共に避難をお願いします。 | <ul style="list-style-type: none"> ② 被害の状況等により、授業が継続できるかを判断し、保護者に連絡します。 ③ 児童を下校させる場合は、保護者と連絡をとりながら、(ア)通常の下校、(イ)教職員による見守り下校、(ウ)児童引渡しによる下校等の措置を状況により判断します。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 通常どおり授業を継続します。 ② 職員が学校施設、通学路等の安全点検を行います。 ※被害の状況等によっては、＜1＞および＜2＞に準じて適切な措置をとります。 |

【学校からの連絡について】

緊急時連絡方法（「きずなネット」によるメール配信、ホームページへの掲載）により行いますが、状況により災害伝言ダイヤル（171）を使用します。